

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第5条から第10条の規程に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(種別)

第2条 当法人の会員は、次の5種とする。企業会員のうち、理事会に推薦され社員総会の承認を受けた者は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員となることができる。

- (1) 企業会員 当法人の目的に賛同して入会する日本国内に法人格を持つ法人
- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会する日本国内に法人格を持つ、地域団体、業界団体、技術団体等の団体
- (3) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会する日本国内に居住する個人
- (4) 協力団体 当法人の目的に賛同して入会する日本国内に法人格を有しない団体
- (5) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会する上記以外の法人・個人

(入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、別紙1乃至別紙5に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員が法人または団体である場合は、法人または団体の代表者として、一般社団法人組込みイノベーション協議会に対してその権利を行使する一人の者を選定し、別紙1乃至別紙5の入会申込書の会員代表者欄に記入しなければならない。

(変更)

第4条 会員が入会時に提出した事項のうち、会員名または会員代表者を変更する場合は、別紙6に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員で退会しようとする者は、別紙7に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

(会費)

第6条 会員は、会費規程により入会金および会費を当法人に納入するものとする。

2 会員が退会した場合は、すでに納入した会費は返還しない。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2014年12月17日から施行する。